

燃料電池自動車導入促進補助金交付要綱

制定 平成27年（2015年） 7 月 9 日 平27新産業振興第61号

（趣旨）

第1条 この要綱は、燃料電池自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、燃料電池自動車の購入費を補助する市町を支援することにより、水素需要の創出に向けた燃料電池自動車の普及・促進し、「水素先進県」を実現することを目的とする。

（交付の対象及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市町が行う燃料電池自動車の購入費補助に係る事業とする。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日とする。

（交付の決定）

第5条 知事は、規則第4条に基づき、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

（補助事業の変更等に係る承認の申請等）

第6条 規則第8条第1項の規定により内容の変更に係る変更承認を受けようとする場合の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

3 規則第8条第2項の規定により知事へ提出する書類は、別記第4号様式によらなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは規則第8条第1項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（補助金の支払等）

第8条 規則第12条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときの精算払請求書は、別記第6号様式によらなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年(2015年)7月9日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
市町が燃料電池自動車購入者に対して補助した金額	2分の1以内	車両1台につき、500千円又は一般社団法人次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」に定める当該車両に係る補助金交付額に4分の1を乗じて得た額のいずれか低い額

別記

※ 以下は、市(町)から県への申請様式です。

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市(町)長

年度燃料電池自動車導入促進補助金交付申請書

燃料電池自動車導入促進事業を下記のとおり行いますので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(別紙 補助事業計画書参照)

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

3 事業の内容及び補助金算出の根拠

(別紙 補助事業計画書のとおり)

4 添付書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書

別紙

補 助 事 業 計 画 書

1 事業の内容（市町が実施する購入費補助事業の内容、交付先等）

2 補助金申請額

（単位：円）

事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額 (補助対象経費の2分の1以内)

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市（町）長

年度燃料電池自動車導入促進補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった燃料電池自動車導入促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別紙のとおり）

3 変更後の事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙 補助事業計画書（変更後）参照）

- | | |
|-------------|---|
| （1）事業に要する経費 | 円 |
| （2）補助対象経費 | 円 |
| （3）補助金交付申請額 | 円 |

4 変更後の事業の内容及び補助金算出の根拠

（別紙 補助事業計画書（変更後）のとおり）

5 添付書類

当初交付申請時の添付書類に準ずる

別紙

1 事業の内容（変更部分）

変 更 前	変 更 後

2 補助金申請額

（単位：円）

事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後

3 補助事業計画書（変更後）

別紙のとおり

※様式は、当初の補助事業計画書に準じて作成することとし、表題に（変更後）を追加すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市（町）長

年度燃料電池自動車導入促進補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった燃料電池自動車導入促進事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、山口県補助金等交付規則第8条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

中止： 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止： 年 月 日

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市（町）長

年度燃料電池自動車導入促進事業遅延等報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった燃料電池自動車導入促進事業について、下記のとおり事業に遅延が生じたので、山口県補助金等交付規則第8条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等の発生までに事業に要した経費
- 4 遅延等に対して講じる措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市（町）長

年度燃料電池自動車導入促進事業実績報告書

年 月 日付け指令 第 号により交付決定のあった燃料電池自動車導入促進事業について、下記のとおり事業を完了（廃止）したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日
年 月 日
- 2 事業実績報告書
別紙のとおり
- 3 添付書類
 - (1) 補助事業の内容を明らかにする書類
(市町から購入者に対する補助額の確定通知書の写し等)
 - (2) 補助事業に係る収支状況を明らかにする書類

別紙

事業実績報告書

1 事業の内容

2 事業の成果

3 補助金申請額

(単位：円)

事業に要した経費	補助対象経費	補助金申請額 (補助対象経費の2分の1以内)

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

山口県知事 様

申請者 市（町）長

年度燃料電池自動車導入促進補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号により額の確定のあった燃料電池自動車導入促進事業について、燃料電池自動車導入促進補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

なお、交付決定通知書の内容及び条件は、すべてこれを了承します。

記

精算払請求金額 金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額（円）
交 付 決 定 額	
補助金の確定額	
今 回 請 求 額	
残 額	

（振込口座）

金融機関名	銀行 支店
預金口座種別	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義人 (カタカナで記入)	